

プロジェクト申請から終了までの手順 (Ver. 5.0 2018.12.6)

専門委員会が申請するプロジェクトの申請書作成方法、構成員、申請手続き、報告書提出に関する手順について下記に定める。

第1項 申請書作成方法

1) 申請書作成

- ・規定の用紙「申請書_新規プロジェクト」にて申請書を作成する。
- ・プロジェクトの期間は原則として2年間とする。
- ・プロジェクト申請にあたり、該当する専門委員会がない場合は、代表者が直接学術連絡委員会委員長に申請することができる。また、プロジェクトに関連する新規専門委員会が組織されるまで、学術連絡委員会がそれに替わって担当する。

2) 利益相反取りまとめ

- ・プロジェクト構成員の利益相反「申請書_利益相反 (PJ)」を取りまとめる。

3) 事業計画書 (案) 作成

- ・プロジェクト設置に伴い協力者 (学会外の企業参画) が必要な場合には、本会・日本臨床検査標準協議会 (JCCLS) ・日本臨床検査薬協会 (臨薬協) とで締結している「包括的共同研究契約書」に基づき、事業計画書 (案) を作成する。

第2項 構成員

1) 構成員

- ・代表者 (責任者、統括責任者などの名称でも可)、プロジェクト委員、アドバイザー、オブザーバーとする。

2) 代表者、プロジェクト委員

- ・申請時に満65歳未満の一般社団法人日本臨床化学会会員とする。

3) アドバイザー

- ・申請時に満65歳以上の一般社団法人日本臨床化学会の会員とする。

4) オブザーバー

- ・一般社団法人日本臨床化学会の非会員 (年齢制限は求めない) とする。

第3項 申請手続き

1) 専門委員会への提出

- ・プロジェクトの代表者は、申請書を担当する専門委員会に提出する。

2) 専門委員会審議

- ・専門委員会委員長は専門委員会にて審議 (メール審議可) し、承認されれば学術連絡委員会委員長宛に提出する。協同研究のための企業参画を必要とする場合には、「包括的共同研究契約書」に基づく事業計画書 (案) も提出する。

3) 学術連絡委員会審議

- ・学術連絡委員長は学術連絡委員会にて審議 (メール審議可) し、承認されれば学術担当理事より理事会に提出する。なお、企業参画を必要とする場合には、学術連絡委員会審議と同時に事業計画書 (案) を日本臨床検査薬協会 (臨薬協) へ提出し、事前に内容チェックを受ける。臨薬協で問題有りとなった場合は、法務委員会 (または法務担当理事) がプロジェクトメンバーと臨薬協で内容を再度検討する。

4) 利益相反の提出

- ・学術連絡委員会での承認後、プロジェクトの代表者は、構成員の利益相反に関する書類を法務委員会宛に提出する。

- 5) 理事会審議
 - ・理事会（メール審議可）での承認をもって、正式なプロジェクト設置となる。
- 6) 事業計画書の提出
 - ・臨薬協での事業計画書（案）の確認が終了し、学会内でのプロジェクト設置が決まったら、正式に臨薬協へ事業計画書を提出する。臨薬協から協力企業が提示されたら、プロジェクト代表者へ通知する。

第4項 プロジェクト補助金

- 1) 予算案提出
 - ・プロジェクト承認後、プロジェクト補助金（100,000 円）用途のための予算案ならびに補助金受け取り口座名を学会事務局に提出する。
- 2) 予算案承認
 - ・予算案について会計担当理事の承認を得て、プロジェクト補助金の支給を受ける。
- 3) 会計報告提出
 - ・プロジェクト終了（途中終了）後、使用明細ならびに領収証を事務局に送付する。

第5項 プロジェクトに関する報告

- 1) 年次学術集会での報告
 - ・申請内容に従って行われた検討結果を、学術集会でプロジェクト報告として公表し討議する。プロジェクトが終了する年度には、専門委員会外からも検討結果について広く意見を求める。
- 2) プロジェクト報告書提出
 - ・プロジェクト期間終了後、1ヶ月以内に学術連絡委員会宛に報告書を提出する。報告書に記載する内容は下記のとおりとする。
 - ・専門委員会名、②プロジェクト名、③代表者名・所属、④構成員氏名・所属、⑤プロジェクトの目的、⑥プロジェクトの成果、⑦その他
 - ・プロジェクト報告書の文字数は3,000字以内（図表含む）とする（学会誌に掲載した場合の2ページ相当の長さ）。
 - ・本報告書は本会宛に提出するプロジェクトの成果をまとめた文書である。「臨床化学」誌へのプロジェクト報告の掲載は、投稿論文ではなく報告書の転載として取り扱う。ただし、報告書内にデータを記載する場合は、他誌への投稿に際し二重投稿にならないよう慎重に行う。
- 3) プロジェクト報告書の審議（学術連絡委員会）
 - ・学術連絡委員長は報告書の内容について学術連絡委員会にて審議（メール審議可）し、承認されれば学術担当理事より理事会に提出する。
- 4) プロジェクト報告書の審議（理事会）
 - ・理事会（メール審議可）での承認をもって、正式なプロジェクト報告書とし、「臨床化学」誌に掲載を依頼する。
- 5) プロジェクト継続
 - ・プロジェクトが申請期間内に終了しない場合、プロジェクト代表者は、学術連絡委員会宛に「プロジェクト継続申請書」にて再申請を行う。学術連絡委員長は申請時同様、審議を行う。なお、申請内容によっては新規プロジェクトとして取り扱うことがある。また、再申請は1度のみ可とし、プロジェクト補助金の追加はなしとする。
- 6) プロジェクト途中終了
 - ・プロジェクトが申請期間内に終了しない場合、プロジェクト代表者は、学術連絡委員会宛に「プロジェクト途中終了報告書」を提出する。

7) 論文の作成と投稿の手順

- ・プロジェクト報告は、すべて学術誌に論文として掲載しなければならない。論文作成の進捗状況により、プロジェクト報告提出後に論文投稿することは可とする。
- ・日本臨床化学会の勧告法は、査読制度のある英文誌に原著論文として発表しなければならない。それ以外のプロジェクト報告も、英文原著論文として発表することが望ましい。その際は、本会のプロジェクトとして補助を受けたことを明記する。ただし、現状調査など邦文での発表が望ましいと考えられる場合は、学術連絡委員会の承認を受けてから、和文原著論文（または和文総説）として発表することができる。掲載が決定した論文は、出版社が許可する形（掲載済みの最終版、著者作成の最終原稿版、これらが不可の場合は出版社へのリンクなど）で、本会のホームページへ掲載またはリンクさせる。
- ・なお、先行して邦文英文を問わず学術論文として発表したのちに、その内容を含む勧告法を「臨床化学」誌に投稿する場合には、「勧告法作成ガイドライン(Ver. 1.6)」に従う。また、当該先行論文で発表した図表等は必ずその引用を明示するとともに、掲載の許可を出版社から得ること。この場合、その勧告法は原著論文としては扱われないが、他の投稿論文同様、査読は実施する。
- ・原著として投稿する場合には、「臨床化学」誌の投稿規定に従う。なお、原著として掲載後は、掲載データ等は他の原著論文に使用できないので注意する。

8) プロジェクトの追加報告

- ・既に終了したプロジェクトについて、さらに追加で検討が必要となった場合は、原則として新規のプロジェクトとして申請手続きを行う。ただし、終了して2年以内で、プロジェクトメンバーの変更がない場合は、プロジェクトの再開について学術連絡委員会と臨薬協の承認を得てから検討を開始する。その場合は、プロジェクト補助金の申請はできない。

以上